いじめ問題に関する基本的な考え方

　いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れのあるものであり、学校における最重要課題の一つである。

　そのため、学校の全教育活動を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し会える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめ問題への対応は学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域・保護者の力も積極的に取り込む必要がある。

　いじめは、決して許される行為ではないが、一方では「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることである」との立場に立ち、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める必要がある。

　いじめ防止対策推進法（平成２５年９月２８日施行）１３条の規定、及び国、県、市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を策定した。

甲府市立西中学校　いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆具体的ないじめの態様

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

・仲間はずれ、手段による無視をされる

・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

・金品をたかられる

・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　　　　　　　等

いじめ対策のための組織

【いじめ対策委員会】　　定例委員会：毎週１回の校内生指会をあてる　　特別委員会：年回２～３回

〈構成〉校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・各学年生徒指導担当・ＳＣ

　　　　（必要に応じて、スクールサポーター・児童福祉司等の外部相談員を含むことができる）

〈役割〉定例委員会：いじめの相談窓口　いじめ情報の収集・共有・記録　いじめ情報への組織的対応

　　　　特別委員会：いじめアンケートの分析・対応　　いじめ基本方針等の検証・見直し

【重大事態調査委員会】

〈構成〉校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・該当学年主任・該当学級担任・ＳＣ

　　　　（必要に応じて、校医・学校評議員・スクールサポーター・児童福祉司・

市自立支援カウンセラー・指導主事等を含む）

〈役割〉事実関係調査　　該当生徒・保護者への情報提供　　市教委・市長への報告

◆道徳教育の充実

・年間指導計画に基づいた計画的な道徳の授業の実施と、全教育活動をとおしての道徳教育の推進

◆体験活動の充実や「生徒会活動」など生徒の自主的活動の支援

　・少年議会「いじめ撲滅宣言」、「いじめ追放の誓い」への署名、学年生徒会の取り組み、心を育てる朝読書、花・掲示などの環境整備

◆保護者・地域への啓発

　・ＰＴＡ学年・学級部会等における学習会　　「学校だより」、ホームページ等による情報提供

　　情報モラル教育の推進

◆わかる授業づくり

・学習規律の徹底　　１人１実践により全教員が授業公開　　少人数を活用した効果的な指導

◆居場所づくり・絆づくり

　・すべての生徒が安心感をもてる学級づくり　　すべての生徒が活躍できる場の準備

◆職員のいじめ防止研修

　・職員会議や校内研究会における職員研修

未然防止への取り組み

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように

　　すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように

早期発見への取り組み

◆定期的なアンケートの実施

　・６月・１１・２月に「いじめアンケート」実施

　・１２月に「生徒学校生活アンケート」実施

◆定期的な教育相談の実施

　・昼休みや放課後等を利用しての計画的な教育相談

　・きずなの日を利用した教育相談

　・家庭訪問・学期末三者面談での相談

◆保健室や相談室での日常的な教育相談の実施

　・保健室での観察や相談

　・教育相談室・学年職員室等での相談

　・スクールカウンセラーによる観察・教育相談

◆日常的な観察

　・休み時間や放課後などの生徒言動の観察

　・学級日誌・生活ノート等からの生徒の悩みの把握

◆電話相談窓口等の周知

　・いじめ不登校ホットライン・市教委電話相談等の周知

【各教員】

・アンケート結果の分析

・面談や指導の資料として活用

【いじめ対策委員会】

・情報の迅速な共有

・事実関係の聴取（確認）

・指導・支援方針決定

・保護者との連携

〈早期発見の基本〉

生徒のささいな変化に気づく　　　気づいた情報を確実に共有する　　　速やかに対応する

【基本的な考え方】

◆いじめの発見・相談を受けた場合には、一人で抱え込まず速やかに組織的に対応する。

◆被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

◆生徒の社会性の向上、人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

いじめへの対処

いじめられた生徒と保護者への支援

【いじめへの対応】

②被害生徒からの聴取

　自尊感情・プライバシーへの配慮

1. 関係者から情報収集

いじめ対策委員会

いじめの発見・いじめ情報（相談・通報）

③保護者への連絡

（原則即日）

　守り通すこと・秘密を守ることなど伝え不安を除去する

④いじめられた生徒の安全・安心確保

　職員組織での見守り・生徒への寄り添い・（いじめた生徒の別室指導）

　（ＳＣ等専門家の活用）

いじめ行為を止める

いじめた生徒への指導・保護者への助言

②いじめをやめさせ再発を防止する指導（ＳＣ等専門家の活用）

1. いじめた生徒からの聴取

③保護者への迅速な連絡

　保護者の理解・納得の上で連携した対応

相談・訴えを真摯に傾聴

④事後の見守り・指導

　自らの行為の責任を自覚させ、いじめに向かわせない力を育む

いじめが起きた集団への働きかけ

1. いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせる

②同調していた生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる

該当生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すような働きかけを

【ネット上のいじめへの対応】

1. ネット上のいじめの発見・情報があった場合には迅速に情報収集と事実確認を行う。
2. 名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、保護者とも連携する中でプロバイダに対して速やかに情報発信停止や削除を求めるなど必要な措置を講じる。
3. 必要に応じて、法務局や警察に通報し、適切な援助を求める。

法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談窓口などを周知しておく

　学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者の理解を求めていくことが必要

【重大事態とは】

○生命・心身又は財産に重大な被害

・生徒が自殺を企図　・身体に重大な障害　・金品等に重大な被害　・精神性の疾患を発症

○相当の期間（年間３０日）欠席を余儀なくされている疑い

重大事態への対処

基本方針点検・修正

基本方針

確認

いじめ調査分析・対応

いじめ調査分析・対応

いじめ調査分析・対応

いじめ対策委員会（週1回・生徒指導部会を兼ねる）

三者面談

　　　　　　　　　　　　　　日常的な観察

わかる授業づくり・居場所づくり

学校だより・ホームページ等による情報提供

　　　　　　　　　　ＳＣ・保健室での観察・教育相談

道徳教育の推進

定期的な教育相談

【学校が調査主体】

1. 校内に「重大事態調査委員会」を設置

専門的知識経験を有する者　　第三者の参加により公平性・中立性を確保

1. 「重大事態調査委員会」で、事実関係を明確にするための調査実施

因果関係の特定ではなく、客観的事実を網羅的に把握　　アンケート等は開示対象であることを説明

1. いじめを受けた生徒・保護者に対して情報を適切に提供

情報を適時適切に報告　　個人情報には配慮するが個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように

1. 調査結果を学校の設置者に報告

希望により「いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書」を添えて提出

1. 調査結果を踏まえた必要な措置

設置者が重大事態の調査の主体を判断

重大事態の発生

三者面談

生徒・保護者アンケート

いじめアンケート

いじめアンケート

相談窓口周知

家庭訪問での相談

情報モラル講演会

いじめ撲滅宣言

いじめ防止職員研修

いじめ追放の誓い

いじめアンケート

いじめ防止指導計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 未  然  防  止 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 早  期  発  見 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| そ  の  他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

【設置者が調査主体】

・設置者の指示のもと、資料の提出・調査に協力